

## 北海道福祉サービス第三者評価調査者養成研修審査要領

### (目的)

第1条 この要領は北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第8条に基づき、養成研修及び継続研修の審査を公正に実施し、養成研修及び継続研修受講者の評価調査者としての評価技能の有無を確認することを目的とする。

### (審査委員会)

第2条 養成研修及び継続研修の受講者に対し、受講資格の確認及び研修受講後の評価技能の審査を公正に行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の委員は、第三者評価基準等委員会の委員4名以上で構成する。

### (受講資格審査)

第3条 審査委員会は、養成研修申込者について、北海道福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条に基づき、受講資格の確認を行う。

2 審査委員会は、継続研修申込者について、養成研修修了者であることの確認を行う。

### (評価技能審査)

第4条 審査委員会は、養成研修、及び継続研修受講者の評価技能の有無を確認するため、次の内容について評価技能審査を行う。

(ア) 福祉サービス第三者評価制度に関する知識

(イ) 評価実務・評価手法に関する知識

(ウ) 評価結果報告作成及び取りまとめに関する知識・技能

### (評価技能審査方法)

第5条 評価技能審査は、養成研修及び継続研修の講義・演習・実習のすべてを受講した者について、養成研修及び継続研修の最終日に行う筆記試験の結果とレポート等の内容の総合評価により行う。筆記試験の問題等及び採点基準は、審査委員会で作成する。

### (評価技能審査結果)

第6条 審査委員会は、筆記試験及びレポートを審査し、その結果をすみやかに第三者評価基準等委員会に報告する。

2 第三者評価基準等委員会は、審査委員会の審査結果に基づき受講者が研修を受講したと認められる程度の評価能力を有していると判断した場合、当該研修受講者について、研修会を修了したことを認める。

### (修了証の交付)

第7条 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構は、第三者評価基準等委員会の審査結果に基づき、前条第2項の該当者について養成研修修了者証または継続研修修了者証を交付する。

### (審査料金)

第8条 審査にかかる料金は、受講料金に含むものとする。

### (その他)

第9条 この要領に定めるものの他、養成研修及び継続研修の審査を実施するに当たり必要な事項については、第三者評価基準等委員会にて定める。

### 附 則

この実施要領は、平成18年3月27日から施行する。